

千葉県国民健康保険運営方針に基づく県の取組状況（令和4年度）について

1 概要

県では、国保制度運営に当たり、県と市町村が共通認識を持って保険者としての事務を実施するための統一的な運営方針となる「千葉県国民健康保険運営方針」を平成29年12月に策定（令和3年3月に中間見直し実施）しており、国民健康保険の安定的な財政運営及び市町村の事業運営の広域化や効率化を図ることとしている。

本方針に基づき取組状況等を千葉県国民健康保険運営協議会に毎年報告し、意見をいただきながら、取組の改善を図ることとしていることから、令和4年度の県の取組状況について報告するもの。

2 取組状況（運営方針「第3 今後の取組」のうち県の取組）

項目	取組状況
<p>3 保険料の徴収の適正な実施</p> <p>ウ 県の取組 (運営方針P21)</p>	<p>○ 県民の保険料納付意識の向上を図るとともに、市町村が行う収納対策を支援するなどの取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度県平均収納率 92.31%（速報値） [R2: 91.69%] 令和5年度までの目標収納率[※]の達成：28市町村 [R2: 34市町村（令和2年度目標の達成数）] ※「千葉県国民健康保険運営方針」において、目標収納率を設定 2 徴収指導員による指導：定期指導（3年ごとに対象）や特別指導（保険料(税)の収納率が運営方針に定める目標収納率に達していない市町村のうち目標数値との差が大きい市町村が対象）において、困難事案への対応策や財産調査を踏まえた滞納整理等に関する指導を行うもの。 ※22市町村 [R3: 23市町村] 3 徴収指導員による技術的助言：保険料(税)の収納率が運営方針に定める目標収納率に達していない市町村のうち定期指導および特別指導に該当しない市町村を対象に、徴収方法や滞納者の実態把握等に関する助言を行うもの。 ※22市町村（うち特別指導4市町村） [R3: 23市町村（うち特別指導5市町村）] 4 収納事務初任者研修：国保主管課に新規で配属された市町村職員等を対象に、国民健康保険制度全般にわたる基礎的な知識を習得し、国保事業の円滑な運営と事務処理に資することを目的に開催。 ※R4年度 6月17日開催 [R3: 開催中止] 5 収納実務研修：市町村国保保険料(税)収納実務担当者を対象に、外部講師・県保険指導課職員による講演および市町村職員による事例発表を実施し、収納率向上に寄与することを目的に開催。 ※R4年度 10月31日開催 [R3: 12月7日開催] 6 国保連が実施する収納率向上対策研修との連携：国保連が収納率向上アドバイザー派遣事業に代え実施する研修に対する市町村への参加呼びかけ、助言等を実施。 ※R4年度 2月6日開催 7 収納率向上のための広報 <ol style="list-style-type: none"> (1) リーフレット「国保の保険料(税)」の作成 ※ 8,380部を作成し、市町村・職業安定所・県情報コーナーにて配布 (2) 11月を「ちば国保月間」として取組を強化 <ul style="list-style-type: none"> ・県民だより11月号「記事『国民健康保険料(税)は期限内に納付しましょう』」を掲載 ・ラジオCM (Bayfm78) の放送（11月に21回 [20秒/回]）
<p>➤ 課題と今後の取組</p> <p>運営方針に掲げる令和5年度までの目標収納率に26市町村が達していないことから、県の徴収指導員による実践的な収納指導・助言を継続して行うとともに、県繰入金[※]の交付金により、口座振替の原則化やスマートフォン決済アプリによる納付方法の導入などの収納に係る取組に対して、支援を行っていく。なお、国保連が設置する収納率向上アドバイザーについては候補者がおらず実施を見送ったが、次年度以降の実施に向け引き続き候補者選定を行う。</p>	

項目	取組状況
<p>4 保険給付の適正な実施</p> <p>ウ 県の取組 (運営方針P23)</p>	<p>① 市町村に対して定期的・計画的な指導・助言を行い、レセプト点検や第三者行為求償事務の取組の充実・強化を支援するなどの取組</p> <p>レセプト点検の実施体制や複数月のレセプトの縦覧的な点検、交通事故などが疑われる事案の被保険者への届出の勧奨などの第三者求償事務の実施状況等について確認し、指導・助言を実施</p> <p>(1) 定期指導の実施：18市町村[R3：18市町村]</p> <p>(2) 千葉県国民健康保険連絡会議における研修等の実施</p> <p>→ 診療報酬の算定誤りのチェックなどレセプト点検の充実強化に係る集団指導 (令和4年度第1回千葉県国民健康保険連絡会議)</p> <p>→ 第三者行為求償事務の取組に関する市町村担当者向け研修会 (令和4年度第2回千葉県国民健康保険連絡会議)</p> <p>② 県によるレセプト点検に関する取組状況</p> <p>「県による国民健康保険の保険給付の点検調査等に係る事務処理の方針」に基づき、医療給付専門指導員(2名)により、令和2年1月から、広域的・医療に関する専門的な見地による給付点検調査を実施</p> <p>→ レセプト点検実施数 13,720件(令和3年度総数)</p> <p>国保連合会への再審査依頼数 2件(令和3年度総数)</p> <p>市町村への疑義案件情報提供件数 12件(令和3年度総数)</p> <p>③ 関東信越厚生局千葉事務所と連携して保険医療機関等の指導を実施</p> <p>→ 令和3年度指導件数 2,316件(うち、新規個別176件)</p> <p>→ 新規指定後概ね1年以内の医療機関等に対しeラーニング形式の集団指導を実施。また、レセプトの1件当たりの平均点数が高い医療機関等に対し講習会形式の集団指導を実施。</p> <p>④ 関東信越厚生局千葉事務所と連携して柔道整復師等の指導を実施</p> <p>→ 国が定めた「受領委任の取扱規程」に基づき、療養費の算定、療養費の請求等について指導を実施する。</p> <p>→ 概ね1年以内に新規に受領委任の取扱いの承諾を受けた柔道整復師等に対し講習会形式の集団指導を実施。(令和4年度 3回実施予定)</p>
<p>➤ 課題と今後の取組</p> <p>複数月レセプトの縦覧的な点検の推進等により効率的な点検を行い、診療報酬の適正な支払いを確保する必要があることから、引き続き、市町村に対して指導・助言を行っていくとともに、県の医療給付専門指導員等によるレセプト点検等の取組を通じて、市町村を指導・支援していく。</p> <p>また、交通事故など第三者の不法行為により生じた給付の求償事務が適切に行われるよう、引き続き、市町村への定期指導や研修会において指導・助言を行っていく。</p>	
<p>5 医療費の適正化の取組</p> <p>ウ 県の取組 (運営方針P26)</p>	<p>① 県民に対し、医療機関等の機能に応じた適切な受診や特定健診等の受診促進等を啓発するための広報等を行うなどの取組</p> <p>1 リーフレットを作成し県内の市町村及び公共職業安定所にて配布(かかりつけ医の活用による適切な受診や後発医薬品の利用等による医療費の適正化)</p> <p>2 11月を「ちば国保月間」として取組を強化</p> <p>(1) 県民だより11月号への掲載(特定健康診査・特定保健指導の受診勧奨)</p> <p>(2) ラジオCM(Bayfm78)による特定健康診査の受診勧奨(11月に21回[20秒/回])</p> <p>② 糖尿病性腎症の重症化予防の取組状況</p> <p>千葉県糖尿病性腎症重症化予防対策推進検討会において、市町村における重症化予防の取組内容を共有するとともに、協力医養成や県内における検査体制整備に向けた検討などを実施。</p> <p>(検討会実施状況)</p> <p>千葉県糖尿病性腎症重症化予防対策推進検討会：第1回8月18日実施 (第2回3月実施予定)</p>

項目	取組状況
	<p>③ KDBデータ等を活用した医療費の分析・健康課題の把握(国保ヘルスアップ支援事業) KDB（国保データベースシステム）データ等を活用した分析を行い、分析結果について市町村と共有するとともに、分析結果を市町村の保健事業に活用するための研修会を実施する。（令和5年3月に研修会実施予定）</p> <p>④ 定期指導の実施 特定健診・特定保健指導の受診率向上や後発医薬品の利用促進などの取組について指導・助言を実施：18市町村 [R3：18市町村]</p> <p>⑤ 県繰入金の活用による市町村支援 特定健診・特定保健指導の未受診者対策や生活習慣病の重症化予防などに取り組む市町村に対し、取組内容に応じて、県繰入金を活用した特別交付金を交付することにより支援。</p>
<p>➤ 課題と今後の取組</p> <p>医療の高度化や高齢化の進展に伴い医療費の増加が見込まれることから、後発医薬品使用割合及び特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上や糖尿病性腎症の重症化予防などの医療費適正化の取組を推進する必要がある。</p> <p>そのため、引き続き、定期指導において市町村へ指導・助言を行うとともに、ラジオCM等による周知啓発や糖尿病性腎症重症化予防対策の推進などに取り組んで行く。</p> <p>医療費等の分析については、市町村の医療費適正化や保健事業の取組に活用されるよう、引き続き、KDBデータ等を分析し情報提供するとともに分析結果を活用するための研修などを通じて市町村を支援していく。</p>	
<p>6 その他の取組 （運営方針P27）</p>	<p>① 市町村が担う事務の効率的な運営の推進などの取組 国民健康保険システムの標準化対応に向けた情報提供等 （1）国の国民健康保険システム標準仕様書【第1.0版】の策定に伴う周知（9月） （2）千葉県国民健康保険連絡会議において活用したシステム標準化対応に向けた情報提供・システムの調達時期等検討を依頼（9月） （3）意向調査による市町村の最新の導入意向等の把握（12月実施）</p> <p>② 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携 1 千葉県糖尿病性腎症重症化予防対策推進検討会において国民健康保険における取組状況を共有することにより、健康増進に関する計画である「健康ちば21」の施策と連携。 2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組を促進するため、千葉県後期高齢者医療広域連合及び千葉県国民健康保険団体連合会と協力して、先行事例の紹介などを行う研修会を実施。（市町村担当者研修（令和4年10月13日実施）） また、一体的実施の開始に向けて準備を進める市町村を訪問して課題の聴き取りを行い、必要に応じて他の市町村の取組事例を紹介するなどの支援を実施。 （令和4年度は9市町村を訪問）</p> <p>③ 被用者保険等との連携 被用者保険、市町村国保等の代表者が連携・協力して地域の特性に応じた健康づくりを行うことを目的とした、千葉県保険者協議会において健康増進・医療費適正化に関する以下の事業を実施 （1）特定健診・特定保健指導の実施に向けた人材育成研修会（10月実施） （2）後発医薬品普及啓発（電車中吊り広告掲出（2月）、普及啓発品の作成・配付）等</p>
<p>➤ 課題と今後の取組</p> <p>事務の効率化・標準化について、将来的な保険料水準の統一を見据えつつ、市町村と議論・検討を実施していく。</p> <p>また、健康ちば21などの各計画における施策との連携を図り、県民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に取り組むことにより、医療費の適正化や県民の健康寿命の延伸等を推進する。</p> <p>被用者保険等との連携については、千葉県保険者協議会の場を通じて事業を行っていく。</p>	